

令和元年度
自己点検評価報告

帯広高等看護学院

第1章 教育理念・教育目的・教育目標

本学院は50年にわたって、開学以来の教育理念と伝統を培い、看護師養成の高等教育機関としてその役割を果たすために努力を重ねてきている。平成21年の第4次指定規則改正では看護実践能力の強化を目指し、全教員によるカリキュラム検討の結果、教育理念、教育目標、めざす看護師像について明らかにした。また、基礎看護技術のマトリックスや専門分野の構造化の共通理解を深め、現行カリキュラムを運営してきた。現在、地域包括ケアシステムの推進の中で看護職に求められる能力の育成を目指して、令和4年度スタートの新カリキュラムの構築に取り組み、今後も社会の変化と十勝地域住民のニーズに応えられる看護師養成機関として教育運営に努力していきたい。

1. 教育理念

看護とは、人間の生命と健康を守り、生涯を通してその人らしく生を全うできるよう、より良い健康状態をめざして個人とその家族、集団の生活を援助することである。

当学院の教育理念は、看護の本質である人間の存在そのものが尊いという「人間の尊厳」を基本としている。このことは、次の2つの要素から成り立っており、第一は看護の原点である「生命の尊厳」である。看護師には人間の生命を保護し、育み、人間のだれもが持っている健康に生きる権利を守る基本的な使命がある。第二は「個人の尊重」である。看護とは人々が環境との相互作用の中で、主体的に生き、生活するための援助活動であり、個人の生き方や多様な価値観を尊重することを基盤とする。また、看護の活動は、科学的な思考に基づく問題の解決と、人と人の相互作用を通して目標を達成する過程である。

当学院では、これらの基本理念に基づいて、地域の将来を展望し、保健医療福祉ニーズに対応した看護を提供し、地域社会に貢献できる看護実践者の育成を目的としている。看護師養成課程として、学生が豊かな人間性と倫理観を養い、専門職業人として主体的に役割発揮しながら、生涯成長し続けるための学習を支援する。また、学生と教員の相互作用を通して、成長し学びあうことをめざしている。

2. 教育目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な知識・技術・態度を修得するとともに、豊かな人間性と倫理観を養い、十勝地域の保健医療福祉の向上発展に貢献できる職業人を育成することを目的とする。

3. 教育目標(卒業時の学生像)

1. 専門職業人としての倫理的判断や配慮の役割を認識し、個人とその家族の権利が擁護されるためのとるべき行動が理解できる。
2. 看護の対象である個人とその家族を独自の生活様式、様々な価値観をもつ自律した存在として理解できる。
3. 個人とその家族の状況をありのままに受け止め、共感的態度がとれ、援助関係が築ける。
4. あらゆる健康レベル、発達段階にある個人とその家族の健康上の課題に対応するために、科学的根拠に基づき必要な援助内容の判断ができる。
5. 個人とその家族に対して、健康や障害の状態に応じた療養生活の支援ができる。
6. チーム医療および他職種との協働の中で、援助を必要とする個人とその家族の生活を整えるための調整的役割が理解できる。
7. 看護を取り巻く科学・技術の進歩に関心をもち、主体的に学び続ける態度を身につける。

4. 評価

教育目標の達成に向け、年次別の学習目標を設定し指導を強化しているが、思考力および学習推進力が全体的に低下してきた。また、専門職業人としての役割と責任の自覚および行動化に指導を要する学生が増えている。教育評価は、教務会議・単位認定会議を通して、目標達成度や継続指導事項を協議して共有している。平成 21 年度年度（第 40 期生）から平成 29 年度（第 48 期生）入学生の卒業率の平均は 85.7%である。新カリキュラム卒業生（第 40 期生）からの看護師国家試験合格率の平均は 99.4%であり、平成 25 年度から合格率 100%を達成している<表 I - 5>。卒業時の進路は、卒業生総数 1,526 名（第 1~48 期生）のうち十勝管内に就業した者 1,002 名（65.7%）、大学編入、保健学科、助産学科等に進学した者 356 名（23.3%）、十勝管外等への就業等 168 名（11.0%）である<表 I - 6>。令和元年度は、卒業生 42 名中、十勝管内に就業した者 33 名（78.6%）、進学が 8 名（19.0%）、十勝管外への就業が 1 名（0.02%）である。平成 30 年 12 月に実施した卒業生の就業調査では、看護職員として就業している 663 名のうち十勝管内で看護職として就業している者は 438 名（66.1%）と、十勝管内への就業率は高く、本学院の設立趣旨である十勝地域の保健医療従事者の育成は概ね達成していると考えられる。

第 2 章 教育課程経営

1. 教育課程編成の考え方

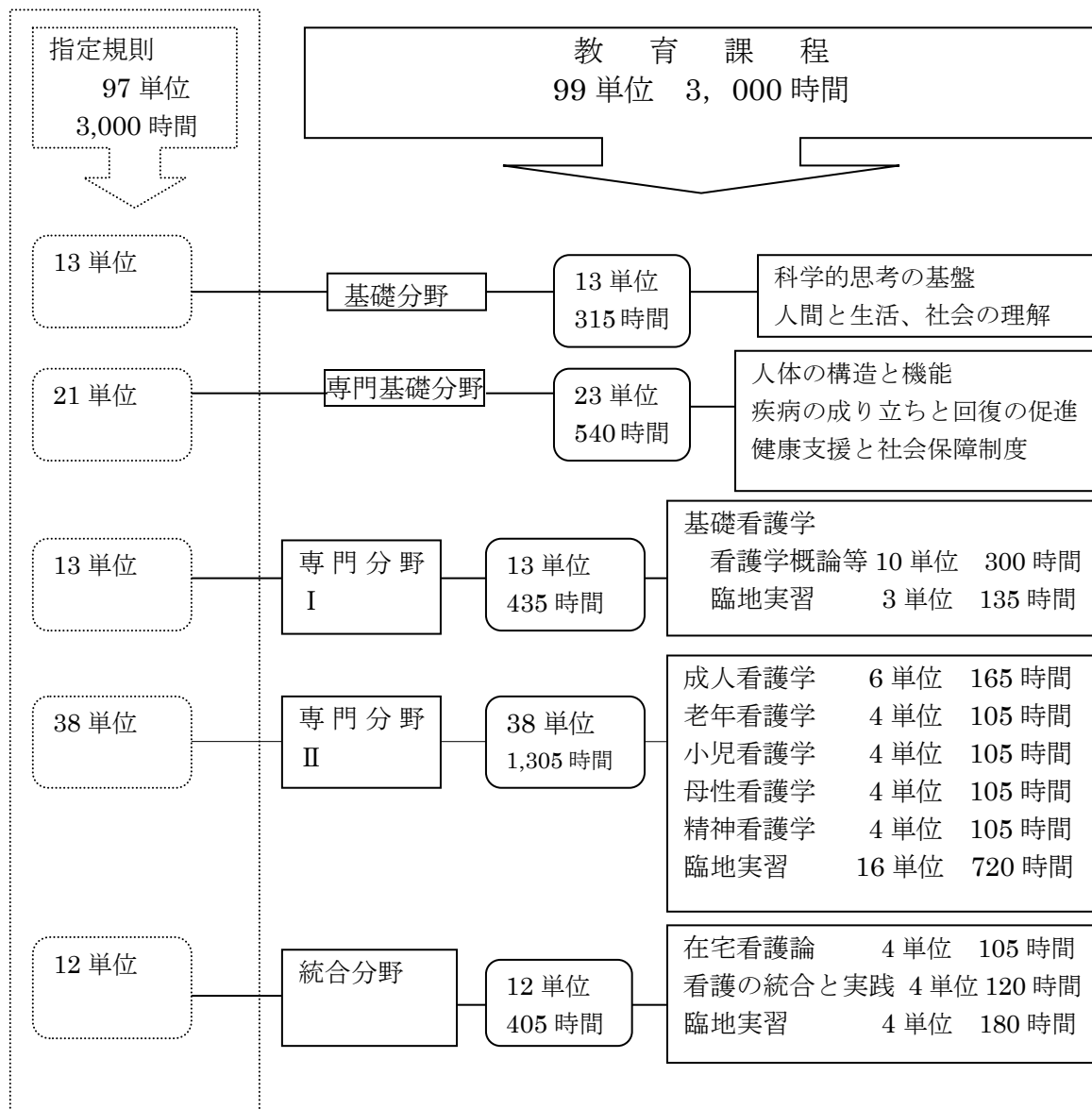
平成 21 年の第 4 次カリキュラム改正では、単位数の増加、生活者としての対象理解、コミュニケーション能力とフィジカルアセスメントの強化、専門分野の演習強化等が盛り込まれ、学生の主体的学習や感じる・考える・創造する力を養うよう工夫され、看護師としての適応をはかれるよう統合分野の新設が盛り込まれた。教育目標を達成するためのカリキュラムは、指定規則の教育内容をふまえ、授業科目を主体的・創造的に構築した。現行カリキュラムの構造は、以下の図 1 に示す。

1) 授業科目構造と展開

指定規則との比較では、法規定の 97 単位・3,000 時間に対し、教育目標の達成を意図して 2 単位増の 99 単位 3,000 時間のカリキュラムである。増加している単位は専門基礎分野の科目である。その他、学科外特別教育活動として約 200 時間を設け、行事や集団活動を通して協調性や自主性、責任感を養うことをねらっている。

- *全体科目数は、87 科目である。科目の内容は、基礎分野 13 科目、専門基礎分野 22 科目、専門分野 I 13 科目、専門分野 II 29 科目、統合分野 10 科目からなっている。
- *専門分野 I は、基礎看護学と臨地実習である。基礎看護学の講義は「看護学概論」「看護実践の方法」「安全を守る技術」「アセスメント技術」「日常生活の援助技術 I・II」「診療に伴う技術」「主要症状別看護」「治療処置別看護」、演習として独立した「臨床看護演習」という 10 科目を組み立てた。看護学及び看護実践のすべての基本となる知識・技術・態度を育むことをめざしている。
- *カリキュラムデザインは、授業進度が基礎分野、専門基礎分野の進行とともに、専門領域の看護学の学習比重が多くなり、2 年次から統合分野が入る漸進型カリキュラムである。教育目標の達成を目指し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野 I・II、統合分野の科目構造の関連性、段階的履修をふまえて、以下、図 2 のように教育課程を展開している。
- *このほかに、学科外特別教育活動を通して、教育目標の達成をめざしている。

図1 カリキュラム構造



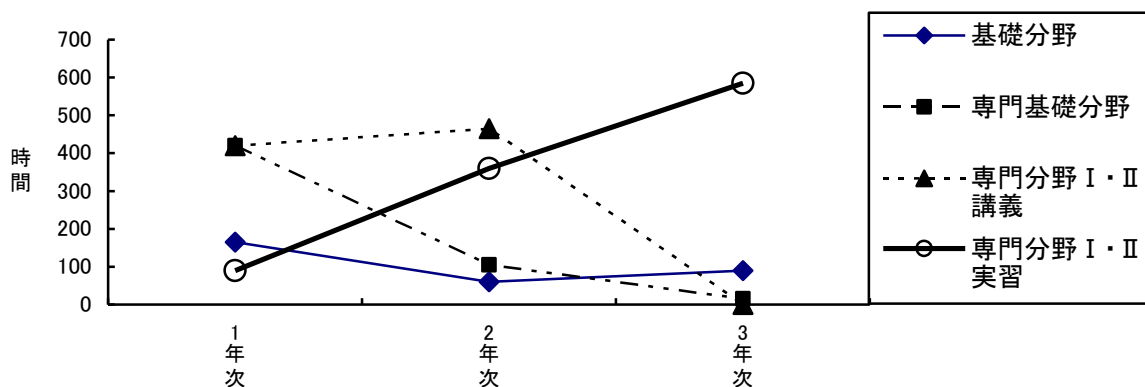
次の図 2 に示すように

* 1 年次は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野 I の授業科目を主として、専門分野 II への学習基盤を育むことをめざす。

2 年次は、1 年次の学習を基盤とし基礎分野、専門基礎分野へと授業科目を進め、専門分野 II の臨地実習に取り組むことをめざす。

3 年次は、主として専門分野 II の臨地実習に取り組み、看護実践力を高める。さらに統合科目で基礎分野や専門分野の学習統合を図ることをめざす。

図2 年次別授業展開



2) 臨地実習の構造と展開

臨地実習は、23 単位 1,035 時間の履修である。実習の分野別構成割合は、以下、図 3 のとおりである。成人看護学実習と老年看護学実習をあわせると、実習全体時間数の 4 割以上である。また、臨地実習は学習の積み上げを考慮し、以下、図 4 のように年次による漸進型で展開している。基礎看護学実習は、看護実践能力を育成するための基礎であり、統合実習は各専門分野実習を踏まえ、実務に即した実習と看護観を確立する実習という位置づけを意図して構築している。

図 3 実習分野別割合

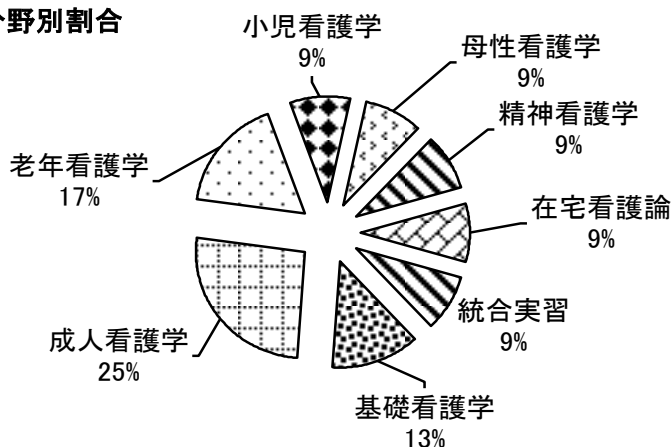
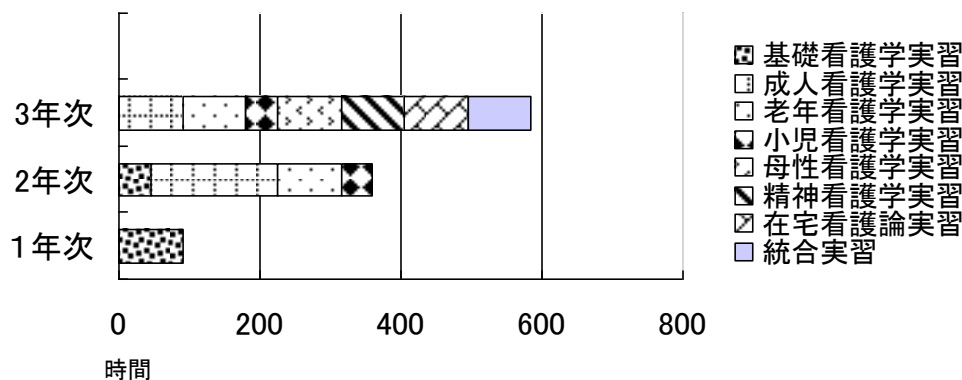


図 4 実習分野別年次展開



2. 単位認定の考え方

1) 単位認定の要件

単位認定の要件は以下の2点である。

- (1) 単位の枠組みによる授業科目・実習科目毎に2/3以上の出席があること
 - (2) 単位の枠組みによる授業科目・実習科目の評定が60点以上であること
- 卒業要件は、全ての単位修得による99単位としている。

2) 評価基準

評価は、単位の枠組みによる科目・実習ごとに1科目100点満点とし、各々60点以上を合格としている。所定の授業科目・実習を履修し、成績審査に合格した者に単位を認定している。成績審査の結果は80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」と表記している。

3) 既修得単位の認定

入学前の既修得単位を認定する対象科目は、基礎分野の9科目中、体育を除く8科目としてきた。平成26年度から30年度では大学及び短期大学卒業の学生4名について、基礎分野7科目(国語表現、社会学、教育学、英語、レクリエーション理論と技術、情報科学、法学)合計10単位を認定した。令和元年度は、3名の学生に7科目合計7単位を認定した。そのうち歯科衛生士専門学校卒業の学生1名には、はじめて専門基礎分野3科目(病理学、栄養学、微生物学)3単位を認定した。

3. 実習体験の保障

臨地実習は、教育目標の達成に向けて知識・技術・態度を統合させながら看護実践能力を培うために欠かせない重要な学修過程である。それぞれの実習施設と調整を図りながら年次実習計画に基づいて臨地での実習体験を保障している。平成22年度から実習インストラクターを採用し、現在は母性看護学実習および在宅看護論実習と配置場所と人数を増やし、学生の支援を強化している。

1) 病院実習施設

主たる実習病院は、JA北海道厚生連帯広厚生病院である。帯広厚生病院は、平成30年11月に新築移転され、24科を有する病床数651床の新病院となった。6つの専門分野と統合分野すべての看護学実習施設として、4月から2月の期間、各年次の実習計画に沿って実習を受け入れていただいている。令和元年度は、12病棟(新生児室、NICU含む)と在宅療養支援科および助産外来で実習を行った。また、新たに十勝いけだ地域医療センターでの統合実習を開始している。

2) 病院以外の実習施設

病院以外の実習は、小児看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習の3つの分野である。小児看護学実習Iは、市立保育所8施設と私立保育所6施設の合計14施設において、2年次に実施している。精神看護学実習では、帯広厚生病院病棟実習と帯広ケアセンター・稲田館・ACT十勝の3施設を組み入れ実施している。在宅看護論実習は、帯広厚生病院在宅療養支援科と2ヶ所の訪問看護ステーション(向日葵、かいせい)、5ヶ所の老人保健福祉施設(帯広けいせい苑・帯広至心寮・アメニテイ帯広・太陽園・あかしや)、13ヶ所の町村包括支援センターの実習を3年次に実施している。

3) 実習施設との協力体制

臨地実習が効果的に展開できるよう、各実習施設と事前打合わせを行い、実習中の連絡・調整と評価の確認・相談を基本として連携を図っている。実習展開は、前年度の評価をもとに実習要綱を活用し、実習目標と内容、指導のポイントや指導体制について確認し合い、協力体制のもと進められるよう連携している。主たる実習病院である帯広厚生病院看護部とは、協力連携のための実習指導委員会を設置し、月1回の活動を原則として、実習目標の達成に向けて実習環境づくり、医療安全対策を含め指導上の連携を図っている。実習指導に反映することをねらいとして指導委員会で企画する院内研修会を毎年実施しているほか、帯広厚生病院で発令された新任実習指導者を対象に学院企画の指導者研修会を実施し、学生理解と円滑な実習指導につなげてきている。実習施設は病院から地域へと少しずつ拡大し、多職種の協力により実習環境が保障されている。

4) 安全対策と医療安全教育

臨地実習は、体験的に看護を学ぶ貴重な機会であるが、看護の現場は医療の高度化、複雑化、在院日数の短縮化や価値観・ニーズの多様化、入院患者の高齢化等により患者の安全を脅かす予期しない出来事を体験する可能性がある。生活体験が乏しく、ケア技術、コミュニケーション技術ともに未熟な学生が、臨地で基礎的なケア技術を修得していくためには、実習における安全対策が不可欠である。臨地実習にともなう安全対策として感染防止と医療事故防止の大きく2つの視点で取り組んでいる。

(1) 感染対策

学生は臨地実習において感染を受ける機会が多く、また学生自身が感染症を持ち込まないよう平成18年度以降、肝炎ウイルスと小児感染症（水痘・麻疹・風疹・流行性耳下腺炎）の抗体検査・ワクチン接種を義務付けている。平成20年度から小児感染症のワクチン接種が、病院実習における受け入れ条件となり、入学後早期に抗体検査とワクチン接種を実施してきた。毎年、インフルエンザ流行期には、ワクチン接種を指導し全員実施している。

(2) 医療事故防止対策

平成22年度に作成した医療安全教育プログラムを活用し、危険性の余地や要因分析、安全確保対策を実施できるよう1年次から3年次までの到達目標を設定し、系統的、段階的に指導している。3年次では「病院における安全管理の実際」としてRCAでの事故分析のグループワークを行い、事故の要因分析の手法を学んでいる。併せて、インシデントレポートの様式を改変しながら学生自身で要因をとらえ、再発防止策を考えられるよう指導している。学生が臨地実習で起こす事故内容は、「転倒・転落」と「報告」に関するものが多く、全体の4割近くを占め、ここ数年は「報告」に関するインシデントが増えてきている。インシデントの発生要因は、患者理解の不足により危険の予測ができないことや知識不足により正しく観察できない、あるいは、看護師への報告のタイミングを見計らっているうちに次に実施するケア等に意識を奪われ、報告を忘れる等である。患者に対するケアの責任を果たすことを体験的に学べるように観察すべきことや援助の方法等、具体的な行動計画の立案と、その日の状態に応じた実施内容・方法の調整を指導者と綿密にできるよう指導を強化している。自分が行う看護援助が患者に与える影響について考え、実施・評価する体験を通して患者の安全を守る責任を自覚し行動できるよう継続して支援していく。

5) 看護倫理教育

患者の立場に立った患者中心の看護を提供し、その責任を果たすためには、専門的知識・技術だけではなく、豊かな人間性と人権を尊重し擁護できる自律的な専門職業人を育成する必要がある。新カリキュラムを作成した際、3年間の倫理教育について検討し、講義と学科外特別教育活動として倫理学習会を実施してきた。臨地実習では、対象者に実施可能なレベルの看護技術の準備を整えたうえで、看護学生の援助行為について説明責任を果たし、文書による同意を得ている。指導にあたっては看護学生として倫理的行動や守秘義務、ルールに基づいた実習記録の取り扱い等、実習要綱に明示し指導を強化してきた。平成29年度からは、看護倫理教育プログラムを導入し、看護職として必要な倫理観や使命感、豊かな人間性と人権を尊重する意識の育成に向けて各年次のねらいを定め、倫理的感受性を高められるよう継続支援している。

4. 教職員教育活動・研修

可能な限り専門看護学領域の学会・研修会に参加し、最新の知見や他校の教育実践報告を参考に講義・演習に取り入れるなど教育活動につなげている。北海道施設協議会釧路・帯広地区で毎年研修会を企画している。平成30・令和元年度に教員の半数が新採用となったこともあり、教員研修会は自己研鑽や他校の教員との情報交換の機会となった。また、学院改善推進委員会の活動において教員間で意見交換し、課題に対する改善策を試行することは力量形成に役立っていると考えられる。日常の教育活動を通して看護教育や看護学生に関する研究に取り組むことも重要な課題である。大学院に進学して専門性を高める学修を始めた教員もいるため、個々の教員のキャリアアップを支援できる職場の体制が必要である。

5. 図書室管理運営

1) 図書室の管理

毎年、確実に予算要求をし、最新の知見に学生が触れ学ぶことができることを基本として図書を購入し管理している。運営は、基本的には司書がリーダーシップをとり図書担当の教員と連携し、学生にとって利用しやすいよう改善してきた。特に、実習教材として学生の学習活動を支えられるよう貸出頻度の高い図書は冊数を増やし、看護系雑誌の種類も見直しをしている。令和元年度の図書の冊数は13,054冊、看護系雑誌は36種類である。実習期間中は特に放課後の図書室利用者が増える。実習施設から戻った学生たちの希望する図書検索は司書によって手厚くサポートされている。

2) 図書室の外部者への解放

学院ホームページ上で外部者への図書閲覧とコピー利用が可能であることを知らせている。その結果、看護研究等のための図書検索に来院する看護職が多く、あらかじめ電話連絡をして来院することが定着している。平成26年度から平成30年度は年間延べ130名程度の利用があった。そのうち約半数が卒業生である。十勝管内の看護職にとって利用価値のある図書室となっていることが推察される。

第3章 学生の受け入れと入試広報

1. 入試広報活動

1) 入学案内と募集要項

次年度の学生募集要項が決定する7月初旬頃に、十勝管内の各高校、帯広保健所、北海道看護教育施設協議会に募集要項を送付し、入学試験日程等を関係機関に周知している。また、受験生への入学案内は、学院ホームページに掲載しているほか、毎年10月に北海道看護教育施設協議会が発行する冊子「道内看護教育機関案内」で紹介してきた。令和元年度からは道内看護教育機関案内は北海道のホームページでの掲載に変更された。

2) 学院見学会の開催

入試広報活動の一環として毎年1回、1日2回午前と午後に分け学院見学会を実施してきた。内容は、学院施設見学、体験学習、個別相談であり、在校生の協力を得て実施している。参加者の95%は帯広・十勝管内からの参加である。社会人の参加も毎年みられるが数人程度である。平成26年度から30年度の参加者の人数は、69人から139人（平均101人）と年度によるばらつきがみられ減少傾向にある。そのため、参加者のニーズを把握しながら、少しでも学生生活がイメージでき、看護に関心を高めてもらえるよう取り組み、令和元年度は実施回数を3回に増やした。129人の参加者のうち高校3年生と社会人参加者の88.9%が出願につながった。

3) 進路説明会・相談会への出席

毎年管内高校への進路相談・説明会に出席している。また、管内町村の高校に出向き、進路指導教諭と面談し情報交換を実施している。進路説明会は当学院のPRの機会であり、直接高校生と関わることができるため看護への関心と学院広報にとって有効な場である。学院見学会への参加の呼びかけも直接できるため、今後も積極的に出席していく。

2. 入学者選抜試験の実施状況

入学者選抜試験は、推薦入学試験と社会人・大卒等入学試験、一般入学試験の3つの方法を取り、募集人員は推薦入学試験で半数程度、社会人・大卒等入学試験で若干名、一般入学試験で半数程度としている。平成28年度に入学試験制度を改正し、推薦入学試験は、高等学校の学業成績評定平均値を3.7以上から主要6教科の成績評定平均値3.5以上とし、高等学校長が推薦する新卒予定者を受験対象とした。社会人・大卒等入学試験は、就労3年以上の社会人に加え、大学・短大卒業見込みの者、または卒業生を受験対象とした。入学試験科目は、推薦入学試験と社会人・大卒等入学試験は国語と面接試験、一般入学試験は、学科試験科目を4科目から生物を除く3科目に変更し、国語（国語総合）、数学（数学Ⅰ・数学A）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）と個人面接試験により合格者を決定している。

3. 学生の受け入れ状況

1) 推薦入試の受験者数と合格者（入学者）数の推移

平成7年に現在地に学院校舎が移転した際、十勝管内出身者の門戸を広げ、卒業生の管内定着率を高めることを意図して、看護学科の定員を30名から45名と増員し、十勝管内出身の高校生を対象とした推薦入試を導入した。これまでも受験者数の減少に応じて推薦基準を改正してきた。平成28年度からは、高校の成績評定平均点を3.7から主要6教科の成績評定平均値3.5以上としている。受験者数は20～40名と増加はみられていないものの、合格者は20～30名と半数程度を確保している。〈表Ⅰ－1〉

2) 社会人入試の導入と受験者数の推移

平成 22 年度より導入した社会人入試の受験者は、当初は専門学校で社会人入試を取り入れている学校が少なく、札幌圏や釧路圏からの受験者も多かった。しかし平成 27 年度以降は、多少の変動はあるものの十勝管内の受験者の割合が多い傾向である。合格者は若干名としており、2～4 名で推移している。〈表 I - 1〉平成 28 年度からは、社会人入試受験資格を拡大し、大学・短大卒業又は卒業見込の者を加えた。年々受験者数が減少傾向にあるが、大学・短大卒業の受験者の割合は増加している。

3) 一般入試の募集定員と応募者数および受験者数の推移

募集定員は推薦入試と社会人入試の合格者数により多少変動があり、毎年 20 名前後である。平成 15 年度頃までは 150 名以上の応募者がいたが、近年応募者数が減少し平成 25 年度には 100 名を割り 98 名まで減少した。これは平成 25 年度に札幌に 2 校の新設看護大学ができたことが影響していると考えられる。更にその後平成 26 年度には 70 名、平成 30 年度から 50 名前後と受験者が激減している。〈表 I - 1〉

4) 入学者数の推移と入学者の出身地および背景

入学者数の推移を見ると、1 学年定数の 45 名を満たしていない年は、平成 26～令和元年度までで 3 度あり、2 度は前年度の学生に現級留置者がいるためである。〈表 I - 1〉

しかし、平成 30 年度は定員割れの 37 名の入学生となった。平成 21 年度から現在までの入学者における十勝管内出身者の占める割合は、平均 94.0% である。大学・短大・専門学校卒業者の割合は平均 12.6% である。

入学者の背景は高校新卒者がほとんどであるが、過年度卒業者が入学者の 1～2 割を占めており、最近では毎年大学・短大等を卒業した者も入学してきている。〈表 I - 2〉

第4章 学生生活の支援

1. 学生生活支援

1) 学習支援

(1) 複数担任制について

45 名の学生個々の状況把握が難しく、担任一人では個別指導が困難であるため複数担任制を継続している。1 年次は、専門的な学習環境への適応を支援するスタートとして入学後の早い時期に学生全員の個別面談をし、学生の適応状態や学修支援者を把握している。面談後、学生は教員との距離が縮まり心配事の相談がしやすくなったと感じており、その後は面談を希望する学生も増えている。年次が進むにつれて、自ら相談行動をとり問題解決しながら学習を推進できるよう支援している。

(2) 学習支援と国家試験対策について

1 年次の 6 月初回の科目試験結果と日頃の学習状況をみて個別支援の必要な学生を抽出し、学習支援を開始している。また、同時期に授業の受け方やノートの作り方等の指導も担任が毎年実施している。国家試験模擬試験および問題集の購入等、各年次のカリキュラムに応じて時期と内容を検討・変更しながら実施している。学習支援の必要な学生が増え、国家試験合格に向けた支援の時期・内容・方法が年々難しくなってきたことから、平成 30 年～令和元年度は、国家試験対策学習推進委員会を立ち上げ 3 年間の学習支援計画および要支援学生

の支援計画を整理した。この計画に基づき、次年度の年次別学習支援を実施する。また、平成 30 年度から国家試験対策の専門業者に解説講義等を依頼し、前年度の国家試験結果と学生の弱点に対応した集中講義を依頼している。

(3) 入学前学習

平成 25 年度推薦入試による入学生から推薦入試合格後の学習習慣の継続と専門的学習への適応を促進するために入学前学習を開始した。平成 30 年度から課題学習に関する総まとめテストを開始した。学生へのアンケート結果によると、入学前学習は学習の継続と入学後の学習への導入となっている。また、学習への取り組みや結果は、早期の学生理解にもつながっている。令和 2 年度からは全入学生に入学前学習を実施することとした。学習内容と進め方等は今後も評価が必要である。

2) 学生生活支援委員会による検討

対人関係能力やコミュニケーション能力に課題のある学生の増加と自己学習力の低下から、年々実習目標達成に多くの支援を必要とする学生が増えてきた。そのため、平成 28・29 年度は学習支援委員会と実習支援委員会に分かれて課題の共有と効果的な支援方法を検討し、教務会議で共有しながら教育活動につなげてきた。平成 30・令和元年度は、学習支援委員会は国家試験学習推進委員会として委員会を編成し直し、各年次に応じた国家試験対策方法を整理した。平成 30 年度は 4 人新任教員が、実習指導を担当することになり、指導の困難さを実感している状況であった。そのため、新任教員の困りごとを共有し、自由な意見交換をしながら学生理解や学生への具体的な支援について示唆を得ながら教育活動に当たっている。

3) 健康管理支援

(1) 健康診断と感染予防対策

学校保健安全法に基づき、学則第 25 条「学生の健康管理」に規定する健康診断を毎年実施している。感染症法および学則施行規則の規定により、新入生には結核感染の有無を判断する QFT 検査を実施している。看護教育において重要である医療従事者の感染防止対策として肝炎ウイルス抗体検査を実施し、陰性者にはワクチン接種を義務付けている。併せて、学校保健安全法施行規則第 18 条で定められている第二種感染症（麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘）の抗体検査も実施し、陰性者にはワクチン接種を義務付け、肝炎ウイルスと併せて実習が開始するまでにワクチン接種を終了するよう指導している。

(2) 健康記録の活用と提出

平成 21 年度から健康記録を活用し、メンタルヘルス項目も含め、看護学生として主体的に健康管理できる能力を養うことと学生の健康状態把握のために月 1 回の提出が定着している。しかし、学生の健康状態の把握にはつながっているが、学生自身がストレスマネジメントや自己の健康管理能力育成のために記録を活用するまでには至っていない学生も多い。学生からの欠席等の連絡時には、意図的に症状の確認や生活との関連やどのように対処しようと考えているのか、自らをアセスメントし、セルフコントロールしていけること、また、必ず結果報告を求め、学習者として求められる行動がとれるよう支援している。

2. 就職・進路相談支援

看護への関心を高め、将来看護職として働くイメージや目標を明確にもち進路を決定できるよう、平成 22 年度に作成した進路ガイダンススケジュールを活用し、各担任を中心に学科外特別教育活動として計画・実施している。看護師になることを意思決定して入学したものの、本当の意味で意思を固めるのは入学後である学生が増えてきている。毎年、実習報告会や特別講義、進路ガイダンスおよび進路調べ学習、看護を語る会等、実施したことを評価しながら進路決定と看護観の育成を支援している。めざす看護師像やどのような場でどのような看護を実践していきたいか、学生自身が進路選択・決定できるための支援を継続しているところである。その他学院に郵送された就職・進学情報を進路指導室に整理して学生が自由に閲覧できるよう設置している。

3. 防災危機管理

学院の管理運営、教育運営に関する防災・危機管理を管理職が行っている。毎年 4 月に防災マニュアルの更新をして教職員の緊急連絡網、学生の連絡網の整備を実施。隔年毎の避難訓練、消火器の交換、ガス漏れ警報器の更新、教員等の HB 抗体価検査（ワクチン接種者）を継続実施している。また、冬期間の玄関前および駐車場の防滑対策は毎年実施している。現校舎は、築 24 年目となり、雨漏りやボイラーの故障等、毎年修繕が必要な箇所が出てきており、修繕計画を策定し、改善を図っている。平成 29 年度に整備した緊急一斉メールは、翌平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震の際に学生への緊急メール一斉配信に役立った。今後も安全な教育環境の整備と患者の安全を保障するための感染防止と医療事故防止および情報管理の徹底を図っていく。

第 5 章 社会貢献と情報開示

1. 教員の社会活動状況

他機関からの講師派遣依頼に対応している。平成 26 年度～令和元年度の依頼件数は 10 件で病院や教育機関から「看護過程」「研究」に関する内容が主である。

2. 関係機関との連携活動

1) ボランティア活動

各団体からボランティアの要請があり、積極的に協力するよう対応している。依頼先は実習関連団体が多く、介護老人福祉施設、障害者自立支援施設、帯広市などである。平成 29 年度は実習病院装飾レリーフ作成、令和元年度は十勝で初めて開催された車いすラグビー日本選手権予選会にも参加した。平成 26 年～令和元年度 6 年間の実績は年 5～9 件、参加人数は年平均 93 名である。学生はボランティア経験によって、いろいろな出会いや新たな自己発見があり、貴重な経験をしたと受けとめている。

2) 北海道釧路赤十字血液センターとの連携活動

北海道釧路赤十字血液センター帯広出張所の依頼により、年 1 回移動献血車「ひまわり号」が来院し、学生・教職員が献血に協力している。学生の献血に対する関心は高いが、感染症対策としてのワクチン接種との関連で協力できない学生が多い、日程調整等の問題により対応できない状況もあった。

3. 情報公開と個人情報保護

1) 学生と保護者への説明

「個人情報の保護に関する規定」に基づき行動し、入学時に学生・保護者に周知している。パソコン使用に伴うセキュリティー対策を講じ、全職員が「個人情報マニュアル」を指針に行動している。

2) ホームページ公開

平成 16 年 9 月から帯広高等看護学院ホームページを開設し公開している。内容は施設案内、入試情報、学院行事、学生生活、卒業後の進路などである。受験生確保のためにも時代にマッチしたホームページへとリニューアルしたいところである。高等教育修学支援新制度の機関要件として、ホームページ上に各種情報の公開が求められているため、現在整備中である。

3) 入学試験問題と成績開示

入学試験問題を図書室に保管し、希望者が各自コピーできるように対応してきた。学院見学会当日に入試問題を入手したいという参加者が増えてきたため、平成 30 年度から見学会当日に希望者に配布できるよう印刷準備し、対応した。入学試験結果については、「帯広高等看護学院入学者選抜試験成績結果の簡易開示に関する要綱」に基づき、合格発表の翌日から 14 日以内に本人の口頭請求により開示することとしている。平成 26 年度～30 年度までの入学試験では、年 1～3 名の開示請求があり対応している。

第 6 章 自己点検・自己評価体制

1. 自己点検評価組織

自己点検評価委員会の提案及び学院改善推進委員会の改善案に基づき、各業務部門が具体的改善努力を行なってきた。委員会は学院全職員(教員・事務職員)が参加することを原則に編成している。ここ 2 年程は学生指導に時間が割かれなかなか開催できない状況である。委員会の活動は毎回記録を回覧するとともに、年度末に年一回の全職員参加による学院改善推進委員会全体会議を開催し、一年の活動総括と次年度に向けての方針を共有し、必要に応じて組織改編とメンバーの交代を行っている。

表 1 学院改善推進委員会の概要

平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	平成 30・令和元年度
・自己点検評価委員会	・自己点検評価委員会	・自己点検評価委員会
・防災危機管理委員会	・防災危機管理委員会	・防災危機管理委員会
・学生生活支援委員会	・学生生活支援改善委員会	・学生生活支援委員会
・喫煙防止対策推進委員会	(学習支援担当、実習支援担当)	・教職員現任教育推進委員会
・教育カリキュラム評価委員会	・教育カリキュラム評価委員会	・国家試験対策学習支援委員会
・入試制度評価委員会		

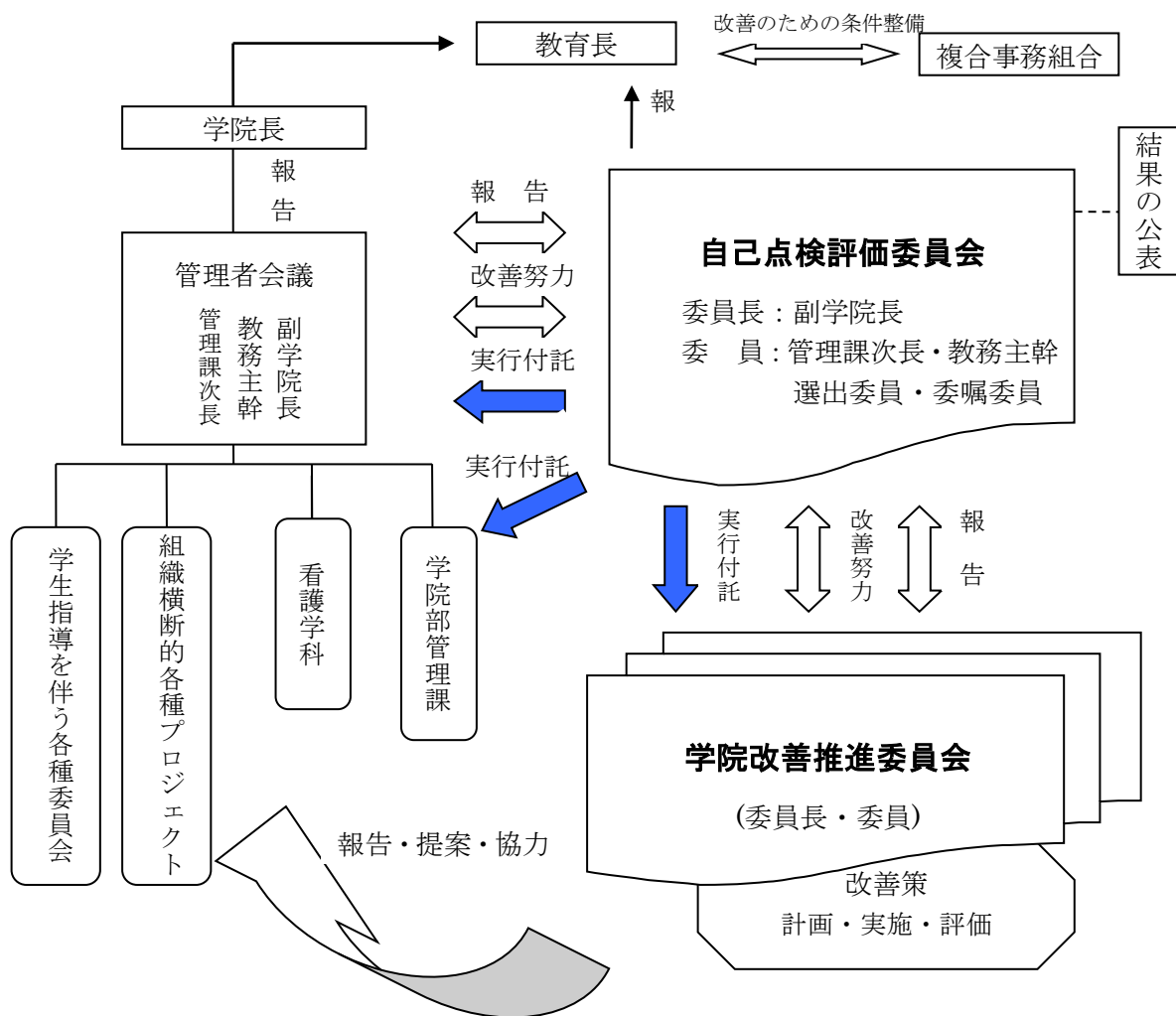


図5 自己点検評価システムのフローチャート
(自己点検評価委員会・学院改善推進委員会のしくみ)

2. 自己点検評価の実施状況

上記のように2年ごとに組織を改編しながら、規定・規則の見直し、要綱・マニュアルの作成、評価および実態把握、改善計画と改善策の実施に取り組んできた。

毎年実施する自己点検調査は、現方法による取り組みから10年目を迎えた。令和元年度は、9カテゴリー全体の評価は3段階評価(3当てはまる、2やや当てはまる、1当てはまらない)の2.73点であった。9カテゴリー中7カテゴリーは平均点以上であり、これまでの数年にわたる教育並びに運営上の改善努力は、着実に成果として現れている。今後も調査を継続し、現実的・優先的課題の改善、解決に向かって努力する。

教職員全員が学院運営に組織的に取り組むことはメンバーの力量形成、相互研鑽の機会であり、将来の学院のあり方に有用なことでありと期待できる。

3. 課題と今後の取り組み

適性をもった学生の確保につながるような広報活動や選抜方法、人間性や倫理観を育てる教育の実践、学生個々の能力を引き出す教員の指導力などについては、今後の重要な課題であると考えている。教職員は現在 17 名であるが、教員の半数が平成 30 年度以降採用の教員であるため、教職員の相互研鑽と協力体制の強化をはかり教育活動の充実のための組織づくりが求められる。今後の主な課題を整理して令和 2 年度以降の自己点検評価活動の一助としたい。

取り組む必要がある主な課題

カリキュラム評価と新カリキュラムの構築	臨床判断能力と地域包括ケアを実践できる基礎的能力を育成するための新カリキュラムの構築 ・卒業認定の方針（卒業時に学生が身につけるべき能力）の明確化と評価指針
受験生の確保	・適性を持った学生の確保 ・平成 28 年度に変更した入試制度の評価
学生生活継続に対する支援	・学修困難者への効果的支援 ・学生の心身の健康問題への対応、休学・退学者に対する対応
教職員の資質向上	・授業評価による教育方法の向上 ・教職員の相互研鑽と協力体制の強化